

## 論点表（案）に関する意見

2017年6月29日

読売新聞西部本社編集局総務 大沢陽一郎

論点表（案）の「2 非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備」に関して、私自身の取材体験に基づいて、若干の意見を申しあげます。

私は昨年、ドイツのデュッセルドルフなどで、少年事件を扱う裁判官にインタビューする機会を得ました。印象に残ったのは、裁判官が少年の状況や犯行態様に応じて、多様な措置を命じることができる点でした。携帯電話を犯罪に悪用した少年からは携帯電話を取り上げる。繁華街で暴れた少年には、一定期間、市街地へ行くことを禁じる。裁判官はそんな例をあげていました。

こうした判断は、少年審判補助者（日本の家裁調査官や少年鑑別所職員に近い存在と思われます）が作成する報告書を参考にしながら、裁判官の経験に照らして行っているということでした。

ドイツの司法制度は「少年刑法」であり、18歳以上21歳未満の「青年」については、裁判官が未熟だと判断すると、「成人刑法」ではなく「少年刑法」が適用されます。日本の制度とは異なるため、そのまま当てはめられないのは言うまでもありません。ただ、仮に日本の少年法の適用年齢を18歳未満に引き下げの場合、比較的軽微な罪を犯した18歳や19歳の処分の在り方を考える際、ドイツのように多様な選択肢を持つというやり方は参考になると思います。

法務省の「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」がまとめた報告書にも、いくつかの具体的な提案が盛り込まれていますが、再犯防止の観点から、刑事手続きであっても、できる限り柔軟な処分を行えるような仕組みを検討することが重要ではないかと感じます。

ドイツでの取材では、少年審判補助者からも話を聞き、その仕事ぶりの一端を知りました。改めて感じたのは、日本の家裁調査官や少年鑑別所職員の調査力は、彼らと比べても引けを取らないだろうということです。

現在、少年法の手続きの中に位置付けられている少年鑑別所などの機能を刑事手続きの中に組み込むのは、専門的には難しい面もあるとは思いますが。しかし、鑑別所の調査機能などを刑事手続きにも有効活用する道を探ることは、罪を犯した若年者の更生を図る上で必要であり、当部会の議論を通じて何らかの形で実現させられればと願っています。